

施設基準等のご案内

●当院の厚生局への施設基準の届出

当院では下記の基準を満たし、厚生支局に届け出をしております

- ・時間外対応加算 3
- ・がん性疼痛緩和指導管理加算
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・がん患者指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・電子的診療情報評価料
- ・在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- ・HPV 核酸検出と HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・外来後発医薬品使用体制加算 1

・がん性疼痛緩和指導加算について

緩和ケアに必要な研修を受講し、がん患者さんの痛みを緩和するための医療を提供できる体制を整えています。

・明細書の発行について

当院では、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しております。公費負担医療の受給者で自己負担のない方にも発行しております。なお明細書には使用した薬剤名称や検査名称も記載され、その点をご理解いただき、ご家族や代理の方が会計を行う場合も明細書が発行されますので、明細書の発行を希望されない方は受付にお申し出ください。

・医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、安全で質の高い医療の提供のため、患者様の同意のもと、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております

・外来後発医薬品使用体制加算 1 について

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の仕様に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給が不足した場合には適切に処方変更等の体制を整えております。薬剤が変更になる場合は患者さまにご説明いたします。

・一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行うことがあります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても一般名処方によって必要な医薬品を提供しやすくなります

- ・長期収載品の選定療養制度の趣旨、特別の料金について

医薬品の供給状況や、医療上の必要があると認められない場合に、患者様のご希望で長期収載品（先発医薬品）の処方を行った場合に先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金の上乗せのご負担が必要になります